

## 琵琶湖を水源とする浄水場の水道水の異臭対応について

### 1. 県水給水区域および影響給水人口

○馬渚浄水場：約190,650人

- ・近江八幡市：約68,600人（牧地区、沖島を除く）
- ・東近江市：約89,300人（八日市地区の一部、永源寺地区、愛東地区、湖東地区を除く）
- ・竜王町：12,051人
- ・日野町：20,699人（上駒月、下駒月、上迫、深山口、平子、熊野地区を除く）

○吉川浄水場：約147,000人

- ・守山市：約57,000人（石田配水場および洲本配水場の配水区域）
- ・湖南市：54,793人
- ・野洲市：約27,800人（野洲学区の一部、北野学区の一部、祇王学区、篠原学区）
- ・栗東市：約7,000人（金勝学区の一部）

### 2. 異臭の発生日および経過と対応

○馬渚浄水場

- ・平成28年7月23日：馬渚浄水場水道原水（琵琶湖水）でカビ臭を感知  
：粉末活性炭 3mg/L 馬渚浄水場で注入開始
- ・平成28年7月28日：粉末活性炭 5mg/L に増量
- ・平成28年8月31日：高性能粉末活性炭 10mg/L に変更  
：吉川浄水場から連絡管により送水し、臭気低減対策実施
- ・平成28年9月2日：高性能粉末活性炭 15mg/L 南津田導水ポンプ場へ注入箇所変更
- ・平成28年9月20日：高性能粉末活性炭 18mg/L に増量
- ・臭気除去対策として、南津田導水ポンプ場に臭気除去効果に優れている高性能活性炭を、通常の6倍量を注入して、対応している。
- ・苦情の状況：8月31日～9月5日 計801件  
9月6日～9月26日 計210件 計1011件  
(9月17日以降は、1日に数件程度の苦情)

○吉川浄水場

- ・平成28年8月18日：吉川浄水場水道原水（琵琶湖水）でカビ臭を感知  
：粉末活性炭 5mg/L 吉川浄水場で注入開始
- ・平成28年9月7日：粉末活性炭 8mg/L に増量
- ・平成28年9月12日：粉末活性炭 10mg/L に増量
- ・平成28年9月14日：粉末活性炭 15mg/L に増量
- ・平成28年9月15日：粉末活性炭 20mg/L に増量
- ・平成28年9月21日：高性能粉末活性炭 20mg/L に変更
- ・9月12日よりカビ臭の苦情が入ったことから、臭気除去対策として、高性能活性炭を通常の約7倍量を注入して、対応している。

・苦情の状況 : 9月12日~9月26日 計152件

○臭気物質の検査と結果の公表等

- ・毎時間、各浄水場原水（琵琶湖水）およびろ過水（水道水）の臭気に異常がないか確認する。
- ・1日1回、各浄水場原水および浄水の臭気物質（2-MIB）を検査する。
- ・臭気物質の検査結果を、企業庁のホームページに掲載する。

3. 臭気原因物質（2-メチルイソボルネオール（2-MIB））の測定値

採水地点	馬渕浄水場		吉川浄水場	
	南津田導水ポンプ場 (琵琶湖水)	浄水 (水道水)	原水 (琵琶湖水)	浄水 (水道水)
9/13 (火)	0.000130	0.000047		
9/14 (水)	0.000070	0.000020		
9/15 (木)	0.000030	0.000003	0.000021	0.000015
9/16 (金)	0.000020	0.000002	0.000029	0.000008
9/17 (土)	0.000140	0.000016	0.000036	0.000010
9/18 (日)	0.000080	0.000016	0.000030	0.000010
9/19 (月)	0.000100	0.000020	0.000022	0.000009
9/20 (火)	0.000210	0.000009	0.000078	0.000009
9/21 (水)	0.000105	0.000003	0.000030	0.000008
9/22 (木)	0.000215	0.000008	0.000015	0.000004
9/23 (金)	0.000085	0.000006	0.000030	0.000003
9/24 (土)	—	—	0.000015	0.000004
9/25 (日)	0.000094	0.000003	0.000015	0.000003
9/26 (月)	0.000084	0.000009	0.000030	0.000003

※水質基準値：0.000010 mg/L以下

単位：mg/L（ミリグラム/リットル）

- ・馬渕浄水場水道水臭気検査において、9月5日に2-MIBが水質基準値の2倍を検出して以降、基準値の上下を繰り返し、9月20日以降は、基準内で推移しています。
- ・吉川浄水場水道水臭気検査において、9月15日に2-MIBが水質基準値の1.5倍を検出しましたが、活性炭による浄水処理を強化し、その後、基準は超過しておりません。
- ・臭気の原因物質である原水（琵琶湖水）の2-MIB濃度は、引き続き例年より高い状況が続いていますが、両浄水場において、引き続き臭気除去対策に努めます。

#### 4. 「におい」の原因について

馬淵浄水場（近江八幡市長命寺町）および吉川浄水場（野洲市吉川）の琵琶湖沖から取水している水から、臭気原因物質（2-MIB）が例年よりも多く検出されています。

その原因は、不明ですが、臭気物質を産生する植物プランクトン（オシラトリア）等が原因ではないかと推察します。

#### 5. 参考資料

##### ○臭気原因物質（2-MIB）の水質基準について

「2-MIB」の水質基準は、0.00001シグラム/リットル以下となっています。

※（ミリグラムは、千分の1グラム）

この基準は、一般の人が臭気を感じない量として設定されていますが、においに敏感な方は、基準値の半量の0.000005シグラム/リットルを超えると臭気を感じる場合があります。

##### ○健康への影響

臭気原因物質である「2-MIB」は、水質基準項目において「生活上支障関連項目」に位置づけられており、人体への影響は無く飲用していただいても健康への影響はありません。

\*「生活上支障関連項目」とは、水道水の水質基準で、生活利便上の障害をきたさないという観点から定められた項目

##### ○水道水の「におい」の除去方法について

水道水のにおいの気になる方につきましては、水道水をやかんや鍋でふたをせずに5～6分間沸騰させると、においが軽減されます（その際に部屋の換気を十分に行ってください。）

なお、煮沸によって消毒のための塩素成分も抜けるため、雑菌が繁殖しやすい環境となることから、早めにお使いください。

